

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第

四項の法人を定める政令案要綱

第一 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第

四項の政令で定める法人は、自動車検査独立行政法人等とすること。

第二 この政令は、平成十七年四月一日から施行すること。